

県内最高水準
の補助額

「新婚世帯・子育て世帯・新規転入者」の住宅取得を支援します

山元町移住・定住支援補助金

山元町では、移住・定住するために町内で住宅を新築または購入する新婚・子育て世帯などに補助金を交付します。

申請受付期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

制度の概要

補助の要件			住宅取得奨励事業		住宅リフォーム 支援事業
			新築住宅	中古住宅	
基本額	新婚世帯・ 子育て世帯	新規転入者	150万円	100万円	対象工事費の1/3 (上限50万円) ※中古住宅取得と併用可
		町内転居	120万円	70万円	
	一般転入者(新婚・子育て世帯以外)		50万円	20万円	*****
加算額	町内事業者との契約		30万円	*****	10万円
	住宅用地を購入		20万円	*****	*****
	指定区域内(公共下水道等)で 建築・購入		30万円	*****	*****
	坂元地区転入【新規転入者】		30万円	30万円	*****
	Uターン【新婚・子育て世帯】		10万円×転入する世帯員数		
定住紹介奨励事業(事業者向け)					
転入者に住宅または土地紹介 ※1世帯につき1事業者のみ			1世帯につき10万円		

◎山元町に定住する予定の世帯が対象の制度です。

5年以内に町外に転出した場合は、交付した補助金の返還が生じます。

(被災者生活再建支援金等の支給を受けた町内世帯は対象となりません。)

◎申請を予定・検討している方は、下記担当課に事前にご相談ください。

☆申請・相談・問い合わせ☆
〒989-2292 山元町浅生原字作田山3番地
山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班
TEL: 0223-36-9835



町ホームページ

補助対象世帯の要件

○ 要件の定義

対象事業	<p>○令和7年4月1日以降に契約した下記事業</p> <p>①住宅取得奨励事業（新築住宅・中古住宅） ※建売住宅・中古住宅を購入して転入する新規転入者は、購入契約の日から3ヶ月以内に限り、住宅引き渡し後でも申請できる場合があります。</p> <p>②住宅リフォーム支援事業</p> <p>○令和7年4月1日以降の定住紹介（事業者向け）</p>
世帯要件 いずれかの要件を満たす世帯	新規転入者：町外に直近で2年以上住民登録をしている方 （申請の時点で山元町に住民登録をしていないこと）
	新婚世帯：年齢の合計が90歳以下で、婚姻8年目までの夫婦
	子育て世帯：18歳以下の子（母子健康手帳で確認できる胎児を含む。）を扶養し、かつその子と同居している世帯
	一般転入者：新婚世帯・子育て世帯以外の新規転入者

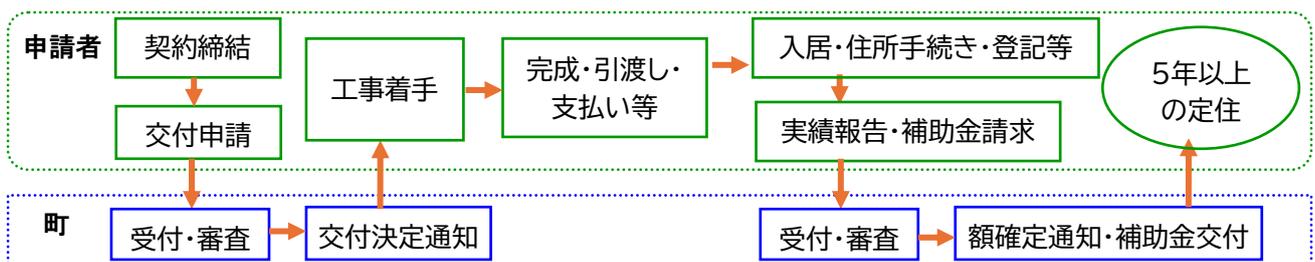
○ 補助の要件

対象事業	<p>✓ 山元町に5年以上定住する意思があること</p> <p>✓ 同居する予定の世帯員全員が税・公共料金等の滞納がないこと</p> <p>✓ 過去に同様の補助金の交付を受けていないこと</p>
------	---

○ 加算額の要件

町内事業者	山元町内で建築業を営む事業者
住宅用地	住宅を建築するために20万円以上の価格で土地を購入する （農地の場合は用途変更の許可申請がされていること）
指定区域	町内で公共下水道の整備を計画する事業区域及び農業集落排水事業区域として指定している区域
坂元地区転入者	坂元地区（住所の大字が坂元及び真庭）に住宅を取得して転入する新規転入者
Uターン世帯	新婚・子育て世帯の新規転入者で、転入する世帯員にUターンする者（過去に5年以上山元町に住民登録をしていた方）がいる世帯

申請から補助金交付までの主な流れ



※対象費用や要件を確認するため、交付申請前に担当課に事前にご相談ください。